

険の財政調整あるいは統合問題が起きているが、最近の両保険の財政状況はつぎのとおりである。

両保険とも現在のところ赤字は生じていないが、収支の差は縮小の傾向にある。特に労働者年金保険（被保険者数1,621万人）の収支の差は、1966年においてほとんど0であり、67年以降赤字さえ予想されている。職員年金保険（被保険者数872万人）の方は、ほぼ横ばいの状態であり、けっして収支の差は大きくないが、労働者年金保険に比べるとまだ財政的には安定している。毎年、年金および保険料の引上げが行なわれており、1969年1月1日から年金が8.3%引上げられるとともに、これにたいして保険料率も15%から16.5%へ引上げられたが、年金の8.3%引上げによる支出増は、両保険合わせて約22億マルクと見積られている。保険料率は、中期財政計画では16%が予定されていたが、年金の8.3%引上げにより労働者年金保険において赤字が生じることが予想され、連邦労働省社会顧問団が赤字処理問題について検討した結果、16%への引上げが必要とされたものである。この

ような両保険の財政状況からして財政調整あるいは統合の問題が論議されるようになったのである。

Rentenversicherung Finanzausgleich, *Arbeit und Sozialpolitik*, 7, 1968, s. 209.

Einheitsversicherung? *Arbeit und Sozialpolitik*, 9, 1968, s. 307.

Statistisches Jahrbuch, 1967, ss. 406~407.

(石本忠義 健保連)

フランスのグルネル協定



昨年5月パリ大学の紛争に端を発し、労働者によるゼネストにまで発展した、いわゆる「5月革命」によってフランスが経済的社会的に大きな打撃をうけたことはまだわれわれの記憶に新しい。この5月危機の收拾段階で、労働者側は政府と、賃金から社会保障にわたる諸問題について協定を結んだ。この協定締結のための協議は、5月25日から27日までの3日間にわたって社会大臣の住むグルネル街のオテル・デュ・シャトレで行なわれたため、「グルネル協定」とか「シャトレ協

定」と呼ばれている。以下、1936年のマチニョン協定と対比すべき意義をもつといわれるこのグルネル協定の概要を紹介する。

1. SMIGの時間当たり賃金

SMIGの時間当たり賃金は、1968年6月日より3フランに上げる。

農業に適用される最低保障賃金は、農業経営者の職業組織および被用者の労働組合組織ならびに労働組合の全国連合会の諮問をうけて定める。最低保障賃金の引上げは、現に準拠している法令または労働協約の規定に対し

て何らの自動的効果をもたらさない。年齢を理由として行なわれる減額および若年労働者に適用される減額にかんする問題は、労働協約の討議のさいに検討される。なお、SMIGの地域差を完全に廃止する。

2. 公的部門および国営部門の賃金の引上げ

3. 私的部門の賃金

実質賃金は、1968年6月1日より7%引上げる。この引上げ率には、1968年1月1日以降行なわれた既引上げ分が含まれる。1968年10月1日より、賃上げ率は7%から10%に引上げられるものとする。

4. 労働時間の短縮

CNPF（フランス経営者評議会）および労働組合連合は、週40時間を目途に、週労働時間の漸減を実施するための総括的協定を結ぶ。法定最低労働時間も漸次引下げられることが望ましい。この労働時間の漸減は、各産業部門について、労働時間縮減とそれに伴う所得補償の様式と率をきめる協約にかんする全国投票によって決定される。一般的な方策として、週労働時間が48時間以上の場合には2時間、45時間から48時間の場合には1時間の

労働時間の短縮が第5次経済社会開発計画の終了前に行なわれる。その最初の措置は、1968年度内に行なわれる。幹部職員の特権事情に合った措置にかんする原則についても同じように決定される。国営企業における労働時間の漸次短縮の原則も確認され、その額と様式をきめるための討議は各企業の内部で行なわれる。公務員にかんしては、5月28日に行なわれる討議において、業務の差異などを考慮しながらこの問題が検討される。退職年齢の緩和にかんする問題が（特に職を失う場合または就労不能の場合について）多くの労働組合によって提起された。

5. 団体協約の改定

使用者の代表は、次のような事項を検討するため二者構成委員会を現在行なわれている協議が終了するまでに開催することを約束した。

——協議の結果を実行に移すための団体協約の作成

——最低賃金と実質賃金の差を縮めるための最低賃金表改定

——諸手当を本俸に繰入れるための諸手当の

縮減

——年齢および性による差別の撤廃

——職種区分とそれを簡素化するための改正

6. 雇用および職業教育

CNPF および労働組合連合は、雇用保障、企業の合併および吸収により職を失った労働者の再雇用などにかんする協定を検討するために、10月1日前に会合を開く。

国と協力して、職業教育および技能向上を保証する手段を研究し、また幹部職員についても、特別な協定がCNPFと労働団体のあいだで検討される。労働政務次官は、このための会合にかんする作業を続け、当事者に必要な資料を提供する。

7. 労働組合の権利

企業における労働組合の権利行使にかんする附属文書は、使用者団体と労働者団体との会合において検討される。この附属文書にもとづいて、政府は企業における労働組合の権利行使にかんする法案作成の作業を進める。

政府はこの権利行使の自由を好ましいと考え、この法案によって具体的にその細則をきめる。公営企業における労働組合の自由な権

利行使についても、公的事業の必然性に合った規定および補足規定を法案に盛り込むことを条件として、同様の趣旨でその権利を奨励する。

8. 社会保障

社会保障にかんする大統領令の批准にかんする討議を開催中の国会の終了まえに行なう。また往診および診察にかんする医療費の一部負担を30%から25%に引下げる。

政府は、保険料の上限引上げ方法にかんする1962年8月29日の政令を法文に明記するよう努力する。総報酬について課す社会保険料率は引上げない。第三者に対する給付の直接支払い（現物給付）と被保険者負担の義務化をきめる立法規定の適用条文の実施についても、現に医療保険金庫と共済組合連合会のあいだで討議が行なわれていることを考慮して見合わす。

9. 家族手当

3人以上の子をもつ家族のための家族手当、整備案を検討し、単一賃金手当および主婦手当を改正する。

これらの法令は、次期予算作成時に合わせ

て用意される。

10. 高齢者のための措置

政府は、老人および重廃疾者に対する最低手当金額を引上げる。

11. 税

今秋政府の提出する所得税改正案は、給与所得に対する課税条件を緩和する規定を含む。税法改正の原則は、経済社会審議会の諮問をうける。被用者に源泉徴収方式を課す提案を行なわない。

12. 購買力

政府は、1969年3月に、1968年における被用者の購買力（実質所得）の推移を検討するために各職種団体および労働団体の代表を招集する。

13. 価格

CNPFは、企業がその価格決定にかんして、1968年7月1日以降他のEEC諸国の競争企業より厳しい制約をうけないことを政府に要求した。

14. ゼネストの期間

ゼネスト中の労働停止期間は、原則として賃金が支払われる。賃金カットをうけた被用

者に対して50%の貸付金が支給される。賃金補償が1968年12月31日前に物理的に不可能な場合には、貸付金は被用者の取得するものとなる。

国営企業および公務員についても同様とする。

(L'accord de Grenelle, *Droit social* juillet-août 1968)

(藤井良治 厚生省)